

大槌町告示第 133 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により、経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画について、次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 9 日

大槌町長 平野 公三

1 経営管理権集積計画の対象森林  
別紙のとおり

2 縦覧場所  
大槌町産業振興課  
大槌町のホームページ  
(<https://www.town.otsuchi.iwate.jp/gyosei/docs/435951.html>)

3 権利の設定  
本告示により、大槌町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

## (別紙) 経営管理権集積計画対象森林

整理番号	森林所在地				面積 ha	集積計画の存続期間		期間
	所在	林班	小班	施業番号		始期	終期	
小鋸①-1	大槌町小鋸第1地割59-36	19	1	1, 2, 4	0.45	令和5年4月1日	令和10年3月31日	5年
小鋸①-2	大槌町小鋸第3地割38-42	14	11	3	0.11	令和5年4月1日	令和10年3月31日	5年
小鋸①-3	大槌町小鋸第1地割59-19	26	21	4	2.63	令和5年4月1日	令和10年3月31日	5年
		26	26	5				
小鋸①-4	大槌町小鋸第2地割59-15, 16	18	7	1~16	2.56	令和5年4月1日	令和10年3月31日	5年
小鋸①-5	大槌町小鋸第1地割59-77	19	17	2, 3, 4	1.69	令和5年4月1日	令和10年3月31日	5年
	大槌町小鋸第1地割59-80	19	19	1, 2, 4				
	大槌町小鋸第1地割59-41	26	26	2	1.13	令和5年4月1日	令和10年3月31日	5年
小鋸①-6	大槌町小鋸第1地割59-12	26	18	3, 4	0.30	令和5年4月1日	令和10年3月31日	5年
	大槌町小鋸第1地割59-56	19	2	1, 2	0.39	令和5年4月1日	令和10年3月31日	5年
	大槌町小鋸第1地割59-79	19	18	2	0.23	令和5年4月1日	令和10年3月31日	5年
	大槌町小鋸第3地割38-7	14	12	1, 5	0.62	令和5年4月1日	令和10年3月31日	5年
小鋸①-7	大槌町小鋸第1地割59-78	19	17	5~8	1.60	令和5年4月1日	令和10年3月31日	5年